

平成二十九年四月十二日提出
質問 第二二二四号

安倍昭恵さんの私的な海外旅行に対する国の支援等に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

安倍昭恵さんの私的な海外旅行に対する国の支援等に関する質問主意書

先般提出した「内閣総理大臣夫人のハワイ訪問に関する質問主意書」（質問第一八〇号）に対する答弁書（内閣衆質一九三第一八〇号。以下「答弁書」という。）では、「真珠湾のアリゾナ記念館」への訪問は、安倍内閣総理大臣の夫人による私的な行為である」とされ、この渡航に際して、「公用旅券である外交旅券」は使用されていないことが示された。他方、安倍昭恵さんの米国訪問には、「支援する職員」が「安倍総理夫人に同行していた」ことも示されている。

これらの事実の整合性に疑義があるので、以下質問する。

- 一 内閣総理大臣夫人といえども、「公用旅券である外交旅券」を用いない「私的な行為である」海外旅行にそれを「支援する職員」が同行することは、妥当性に欠けるのではないか。当該海外旅行が「私的な行為である」と政府が判断している以上、必要であれば、安倍昭恵さん自身かその私的秘書が国の機関等と連絡を取るべきであり、国家公務員である「支援する職員」が同伴し、あたかも私的秘書のような役目を行ふことは妥当性に欠けるのではないか。見解を示されたい。

- 二 答弁書では、安倍昭恵さんの私的な海外旅行への「安倍総理夫人による総理公務補助を支援する職員」

の同行は、「安倍総理夫人の日程等の情報を得た上で、その職務を遂行する必要性を踏まえて当該職員自ら判断し、行ったもの」であり、この職員の「旅行命令を発する者は、関係規則により内閣総務官」であることが示されているが、「自ら判断し、行った」ということは、当該旅行の必要性などについて、上司である内閣総務官に内容などを報告し、内閣総務官による総合的な判断を得て、その決裁を受けたという意味か。それとも、「職員」「自ら判断し」、内容等については内閣総務官には報告せず、旅行命令のみ決裁を受けたという意味か。見解を示されたい。

三 答弁書でいう「安倍総理夫人の日程等の情報」というものは、「安倍総理夫人による総理公務補助を支援する職員」その人が調整、管理しているのではないか。答弁書では「安倍総理夫人の日程等の情報を得た上で」という表現がなされているが、「日程等の情報」を管理する者と「安倍総理夫人による総理公務補助を支援する職員」は同一人物ではないのか。

四 三に関連して、「日程等の情報」を管理する者と「安倍総理夫人による総理公務補助を支援する職員」は同一人物ではないとしても、内閣総務官を上司とする内閣官房に所属する国家公務員ではないのか。

五 安倍昭恵さんの私的な海外旅行に対する国の「職員」の同行は、国民感情から見ても国から一私人に対

する過度の便宜供与であり、今後取りやめるべきではないか。見解を示されたい。
右質問する。